

## サービス提供体制強化加算( )算定表

施設名 \_\_\_\_\_

### サービス提供体制強化加算( )

サービスを直接提供する職員のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が  
100分の 30 以上であること

月	常勤換算方法により算出したサービス提供職員の総数	勤続年数3年以上の職員数	サービス提供職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
		平均	

注1 職員の割合の算出にあたっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。

2 前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。  
この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

3 介護職員に係る常勤換算にあたっては、利用者・入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが、請求業務等介護に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。

4 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

5 サービスを直接提供する職員とは、介護従業者として勤務を行う職員とする。

### 前年度の実績が6月に満たない事業所の算定表

月	常勤換算方法により算出したサービス提供職員の総数	勤続年数3年以上の職員数	サービス提供職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合
月			
月			
月			
		平均	